

平成21年第2回（6月）臨時会

県央県南広域環境組合
議会 会議録

平成21年 第2回 県央県南広域環境組合議会臨時会会議録

平成21年6月19日 (1日間) 午後4時45分 開会

平成21年第2回県央県南広域環境組合議会臨時会は、吾妻町ふるさと会館第1研修室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

2番 永尾 邦忠	3番 松永 隆志	4番 西田 京子
5番 西口 雪夫	6番 牟田 央	7番 松本 正則
8番 柴田 安宣	9番 町田 誠	10番 酒井 八洲仁
11番 小嶋 光明	12番 馬渡 光春	13番 並川 和則

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者 宮本 明雄	副管理者 横田 修一郎	副管理者 奥村 慎太郎
代表監査委員 本村 三郎		
事務局長 金原 憲昭	総務課長 今里 良二	施設課長 横田 秀男
施設課長補佐 田中 金大	施設課長補佐 村山 岩穂	管理係長 土井 勝好
総務課職員 内村 健介		

3 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

書記長 森 祐作	書記 山田 圭二	書記 濱崎 和也
----------	----------	----------

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	議長の選挙について
日程第2	議会運営委員会委員の選任について
日程第3	議席の指定について
日程第4	会議録署名員の指名について
日程第5	会期の決定について
日程第6	議案第6号 専決処分の承認を求めることについて (県央県南広域環境組一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)

○副議長（馬渡光春君）

皆さん、こんにちは。副議長の馬渡でございます。中村前議長の任期満了に伴い、現在議長が不在でございますので、地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

これより平成21年第2回県央県南広域環境組合議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、12名でございます。定足数に達しております。今期臨時会に説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

議事に先立ちまして、去る4月27日ご逝去されました、南島原市からの選出議員でございました岩永和昭議員に対し哀悼の意を表したいと思っております。ご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思っております。皆様、ご起立をお願いいたします。黙祷をお願いします。

（ 黙 祷 ）

黙祷を終わります。ご着席ください。ご協力ありがとうございました。

続きまして、新たに管理者となられた方をご紹介いたします。4月5日の諫早市長選挙においてご当選されました、宮本 明雄 諫早市長でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

次に、諫早市議会議員任期満了に伴いまして新たに組合議員として選出されました議員をご紹介いたします。

諫早市議会議員 松永 隆志 議員。

諫早市議会議員 西田 京子 議員。

諫早市議会議員 西口 雪夫 議員。

諫早市議会議員 牟田 央 議員。

諫早市議会議員 松本 正則 議員。

諫早市議会議長 並川 和則 議員でございます。

次に、岩永議員のご逝去に伴いまして、南島原市から新たに選出されました議員をご紹介いたします。南島原市議会議員の小嶋光明議員でございます。よろしくお願いいたします。

議事の進行上、仮議席を指定いたします。議長において只今ご着席の席を仮議席といたします。この際、会議を延長いたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際これを許可します。

○管理者（宮本明雄君）

議長。

○副議長（馬渡光春君）

管理者。

○管理者（宮本明雄君）

皆様、こんにちは。私は、去る4月21日開催の副管理者会におきまして、管理者に選任されました諫早市長の宮本明雄でございます。組合議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。本日、平成21年第2回県央県南広域環境組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中をご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

県央県南クリーンセンターは平成17年4月からの供用開始以降4年が経過し、5年目を迎えております。現在組合は、4市25万7千市民のごみ処理を着実にを行うことはもとより、県央県南クリーンセンターの3年間の経費に係る精算についての訴訟という大きな課題を抱えております。

微力ではございますが、課せられた職責を果たすため一生懸命取り組んで参る所存でございます。議員皆様のご支援とご協力を切にお願い申し上げます。

本日の臨時会は、「議長の選挙」及び「議会運営員会委員の選任」について、議員請求による招集でございますが、地方自治法第179条第3項の規定により、議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を上程いたしております、併せてご審議賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○副議長（馬渡光春君）

次に、事務局から発言を求められておりますので、この際許可します。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○副議長（馬渡光春君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

皆様、こんにちは。それでは、事業の状況等につきまして、ご説明いたします。

最初に、昨年9月30日に長崎地方裁判所へ訴えの提起いたしました裁判の進捗状況につきましては、12月2日第1回口頭弁論において、被告側より訴状に対する答弁書を受けまして、その後、約1ヶ月半のペースで3回の口頭弁論が行われております。順次、原告訴訟代理人より準備書面及び証拠書類の提出により、原告の主張を行われているところでございます。次回、第5回口頭弁論は、6月23日14時30分から開催される予定で、今回も第3準備書面の提出により、原告の主張を引き続きされる予定でございます。

なお、組合議員の皆様には、議長及び議会運営委員長へご相談のうえ、7月中にでも原告訴訟代理人の龍田弁護士から、裁判の進捗、原告主張の詳細についての説明の機会を設ける予定をいたしておるところでございます。

次に、炉の運転状況でございますが、5月29日から6日間処理を停止いたしました件、また、6月17日から2号炉を停止いたしました件についてご説明を申し上げます。

まず初めに、5月29日から6日間処理を停止いたしました件についてご説明いたします。発電のためのガスエンジンを動かすための燃料であるガスを精製段階で、水分を取り除く「吸収式冷凍機」という設備が、必要な真空状態を維持できなくなったものでございます。調査いたしましたところ、この設備の真空弁の弁棒という部品があり、その中のシールゴムパッキンが劣化し、そこに隙間が発生して空気が漏れていたもので、その部品については交換し、念のため類似の部品を全部新品に取り換えたところでございます。この原因調査や補修作業に要した日数は29日、30日の2日間で終了しておりますが、もともと7月には、ごみ量が底をつくという見通しにより、約1週間炉を停止する計画があったことから、この際、他の装置の点検、清掃などを実施するとして7日間停止したものでございまして、決して、ごみの受入に支障をきたしたり、他の施設にごみ処理をお願いするような状態ではございませんでした。

次に、6月17日から2号炉を停止いたしました件についてご説明を申し上げます。本施設は、ごみを処理する際、炉の内部は約2,000度の高温となるため、炉全体が高温とならないよう炉の周りを巡回させている2号炉の冷却水が炉内に漏れ出したものでございます。このことから、6月17日から2号炉を停止し、現在1号炉のみの操業の状態となっておりますが、定期炉修を行っている3号炉が操業を再開いたしますので、6月25日から1号、3号炉による2炉運転の予定でございます。

また、この2件の補修経費はJFEの負担で対応したところでございますが、一箇所のトラブルにより、全炉の運転停止につながるものであり、また、続けてのトラブルでございましたので、組合といたしましては発生原因と今後の対策について厳しく指示を行ったところでございます。

次に、お手元にお配りしておりますA4版1枚紙「事業報告関連資料」をご覧いただきたいと思っております。21年度のごみ処理状況でございますが、1のとおり平成21年5月末現在ごみ受入量が13,536トン、処理量は14,127トンとなっております。

なお、今日現在のピットの状況はごみ量残2,799トン、ピットの高さは平均して13.1mと適当な状況となっております。

次に、2の余熱利用施設「のんのこ温水センター」についてでございます。
平成21年5月末現在の利用者数は、延べ14,596名、1日当たり平均
270名の利用者となっております。以上、簡単ではございますが、事業の
状況等の報告とさせていただきます。

○副議長（馬渡光春君）

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。別室を準備しています
ので議員の皆様は移動をお願いします。

（午後4時57分 休憩）

（午後5時04分 再開）

○副議長（馬渡光春君）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、日程第1「議長の選挙につ
いて」を議題といたします。これより議長選挙を行います。議場の閉鎖を命
じます。

（議場閉鎖）

○副議長（馬渡光春君）

ただ今の出席議員は 12名であります。投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（馬渡光春君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（馬渡光春君）

配付漏れはなしと認めます。投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○副議長（馬渡光春君）

異常なしと認めます。これより投票に入りますが、投票は単記無記名であ
ります。白票及び他事記載は無効といたします。投票用紙に被選挙人の氏名
を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○書記長（森祐作君）

それでは点呼をさせていただきます。順次投票の方をお願いしたいと思います
ます。よろしいでしょうか。

永尾 邦忠 議員

松永 隆志 議員

西田 京子 議員

西口 雪夫 議員

牟田 央 議員

松本 正則 議員

並川 和則 議員
柴田 安宣 議員
町田 誠 議員
酒井 八洲仁議員
小嶋 光明 議員
馬渡 光春 議員

○副議長（馬渡光春君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（馬渡光春君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（馬渡光春君）

ただ今から、開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に西口議員及び牟田議員を指名いたします。両議員の立会いをお願いします。

（開票）

○副議長（馬渡光春君）

それでは、開票結果を報告いたします。投票総数 12票。これは先ほどの出席議員数に符号いたします。そのうち、有効投票12票、無効投票0票、有効投票中 並川議員11票、牟田議員1票。以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は3票であります。よって並川議員が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました並川議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項により告知いたします。議長就任の承諾及びあいさつをお願いします。

これもちまして、新議長と交代いたします。皆様のご協力に感謝いたします。ご協力ありがとうございました。

○議長（並川和則君）

それでは一言あいさつを申し上げます。ただいま、皆様、議員各位のご推挙を得まして県央県南広域環境組合議会議長の要職に就任することになりました並川でございます。本当にありがとうございました。微力ではございますが、広域行政の進展と地方自治の発展のため、また、議会運営の取り組みに対しましても一生懸命取り組んで参りたいと思っております。ここに、議員の皆様各位のご協力とご指導等についてお願い申し上げたいと思っております。以上簡単ではございますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。どうぞ

よろしく願いいたします。

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。

(午後5時12分 休憩)

(午後5時21分 再開)

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事日程表第1号の2を日程追加し、議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（並川和則君）

ご異議ありませんので、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第2「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。現在、議会運営委員会委員が3名欠員となっております。

また、7月9日を持ちまして、島原市選出の松本議員が、議会運営委員会委員としての任期満了を迎えられます。よって、議会運営委員会を4名選出する必要があります。お諮りいたします。議会運営委員会の選任については、議会運営委員会条例第5条の規定により、松本匠議員、牟田央議員、松本正則議員、小嶋光明議員を指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（並川和則君）

ご異議なしと認めます。よって以上のおり選任することに決定いたしました。

議会運営委員会委員長の選任、また、今後の日程について協議をお願いしたいと思っておりますので、議会運営委員会を開催していただくため、しばらく休憩いたします。

(午後5時22分 休憩)

(午後5時39分 再開)

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどの議会運営委員会において、議会運営委員会委員長に牟田央議員が選任されましたのでご報告します。

全員協議会開催のため、しばらく休憩いたします。

(午後5時39分 休憩)

(午後5時47分 再開)

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りいたします。お手元に配付のとおり、議事日程表第1号の3を日程追加し、議題といたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（並川和則君）

ご異議ありませんので、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第3「議席の指定について」を議題といたします。議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

- 1番 松本 匠 議員
- 2番 永尾 邦忠 議員
- 3番 松永 隆志 議員
- 4番 西田 京子 議員
- 5番 西口 雪夫 議員
- 6番 牟田 央 議員
- 7番 松本 正則 議員
- 8番 柴田 安宣 議員
- 9番 町田 誠 議員
- 10番 酒井 八洲仁 議員
- 11番 小嶋 光明 議員
- 12番 馬渡 光春 議員
- 13番 並川 和則

以上のとおり、議席を指定いたします。議席の移動のため、しばらく休憩いたします。移動をお願いします。

(午後5時48分 休憩)

(午後5時48分 再開)

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、日程第4「会議録署名員の指名について」を議題といたします。会議規則第87条により会議録署名議員に3番 松永議員及び4番 西田議員を指名いたします。

次に、日程第5「会期の決定について」を議題といたします。今期臨時会の会期を6月19日一日とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（並川和則君）

ご異議ありませんので、会期は本日一日と決定いたしました。

次に、日程第6に入ります。議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

議案第6号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」についてご説明します。平成21年6月期の期末・勤勉手当の支給月数を暫定的に凍結する旨の人事院勧告を受け、現下の社会情勢など国勢全般の観点から、勧告どおり一般職国家公務員の平成21年6月期の期末・勤勉手当の支給月数の0.2月分を凍結することを決定し、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。

本組合においても一般職の期末勤勉手当について、国家公務員の改定内容に準じ、県央県南広域環境組合一般職の給与に関する条例の一部を改正いたしたく進めて参りましたが、議会召集の日程調整ができなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたもので、同条第3項の規定によりこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。改正の主な内容は、平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置として、期末手当の支給月数を1.4月から1.25月に、勤勉手当の支給月数を0.75月から0.7月に暫定的に引き下げるよう改正したものでございます。簡単でございますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（並川和則君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。質疑は3回となっておりますのでよろしくお願いいたします。質疑のある方どうぞ。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（並川和則君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

まずですね、4市の状況ですね、諫早市、島原市、雲仙市、南島原市の状況はどうであったのか、それから、これは期末手当及び勤勉手当が100分

の140とあるのが、100分の125、それから100分の75が100分の70という具合に減額にされるわけですが、これは凍結ということですね。で、やるわけですが、人事院勧告は期末になるともっと経済状況が厳しいから今この時期に取りあえず凍結しようとしとると私は思うんですが、どういう状況かと把握しとるのか説明してください。例えば全体でこういう減額にする場合に、全体で組合でいくらになるのか、減額の額ですね。それからこう言っちゃなんですが、一番減額の多い額を、在る市では11万5千円という具合な額の減額の報告があったわけですが、組合では大体いくらが最高なのか、職員の名前とかそういうのは要りませんがいくらなのか、それは大変ですねということなんですね。それで最小の減額はいくらなのか、それから平均いくらなのか、そこを説明してください。それが第一問目です。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

最初にご質問をいただいております構成4市の状況でございます。島原市、雲仙市、南島原市、諫早市がございますけれども、それぞれ5月29日の議会において提案されておまして、可決、5月29日の臨時議会だと思っておりますけれども、提案されて可決になったというように聞いております。それと最後の質問ですけれども、組合職員は全員で対象となる組合職員は20名おまして、総額でございます145万3,000円。率にいたしますと9.4%の減になります。一番高い者でございますけれども、額にいたしまして約11万円。一番低い最低の者で約4万3,000円ということになっておまして、全職員を平均いたしますと7万2,665円の減額というようになります。それと本来でございますと人事院勧告と申しますのが8月、9月に勧告がされ、それを受けまして12月実施あたりが一般的じゃないかというふうに思っているんですけれども、今回先ほども申しましたように社会情勢、非常に民間の状況厳しいという中において、最終的には人事院勧告そういったものを踏まえて、人事院勧告が出されるというふうに思っておりますけれども、やはり12月年度末に一括してそれを調整するとなった場合非常に金額的にも大きいことも予測されるというような見通しがあることから、暫定的に6月にも今、御説明申し上げました率によります額を暫定的にまずもって削減しようという趣旨というふうに理解をいたしております。以上です。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（並川和則君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

諫早市においてはですね、6月1日在籍の職員議員に、30日ですかボーナスが支給されるという具合になつとるようですが、組合においても6月1日在籍で6月30日支給という具合になつとるんですか。そこら辺いかがですか。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

組合の方も諫早市と一緒にございまして、6月1日が基準日でございますして支給日は6月30日というふうになっております。

○6番（牟田央君）

議長。

○議長（並川和則君）

牟田議員。

○6番（牟田央君）

組合とですね、従業員といいますか、組合の執行部といわゆる従業員との考え方が、いや、まだよかさって、そがん減額せんっちゃって、年末にもっと景気の回復するっちゃなかねって、今とにかくボーナスを当てにして、地デジとか何とか買えば政府がエコポイントか何かそういうのがあつとに12月で減額してよかたいねというような交渉が普通はあつて然るべきですよ。だから、エコポイントその他に惑わされずっていうか、一般に言えばですよ、減額せんちゃよかたいねって雰囲気があつてもいいかなって私は感じたんですが、すんなり交渉は行ったんですか、それともギリギリ徹夜してっていうか28日か27日くらいにね、もう欲しかとぼつてん我慢しようか、うんにや早ようくれるもんは早よう頂戴という雰囲気だったのか、そこら辺はどうですか、そこら辺の説明だけしてください。

○事務局長（金原憲昭君）

事務局長。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（金原憲昭君）

議員おっしゃいますように、定額給付金経済緊急対策と申しますか、そう

いったのが取り入れられておりますけども、今回の6月の期末勤勉手当の減額につきましては、特に私どもと一般職の職員と協議をしたということはありませんけども、基本的には各市の状況等を踏まえて、やはりこれはやむを得ないというふうな中で理解はしているものというふうに考えております。

○議長（並川和則君）

他にございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ討論に入りたいと思います。討論のある方。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。議案第6号「専決処分承認を求めることについて（県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」は原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり承認されました。以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期臨時会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありませんでした場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

ご異議なしと認めます。これをもって、平成21年第2回県南広域環境組合議会臨時会を閉会いたします。議員各位のご協力によりスムーズに議事を進行することができました。一言、議長からお礼を申し上げます。以上で閉会いたします。どうもお疲れ様でした。ありがとうございました

（午後6時01分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 並川 和則

署名議員 松永 隆志

署名議員 西田 京子